

非常通報装置の設置及び運用要領の制定について

(令和元年12月3日徳通指第206号)

最終改正：令和3年3月30日徳企第5007号

この要領は、非常通報装置の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的として制定されたものである。

その主な内容は、非常通報装置設置の設置対象施設、設置要件、非常通報装置の設置、設置後の検証、承認の取消し等である。